

【戸籍】氏名の振り仮名記載

行政のデジタル化推進のための基盤整備を図るため、戸籍に氏名の振り仮名が記載されることになりました。令和7年5月26日以降、本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定の振り仮名が通知されます。通知された振り仮名が正しい場合は、届け出をしなくても通知された振り仮名が令和8年5月26日以降に戸籍に記載されます。

詳しくは、法務省ホームページ（<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>）をご覧ください。

☎ 68・2211（内線163）

**延長窓口の受付時間変更
4月から午後7時まで**

住民課では、毎週水曜日（祝日、年末年始を除く）は、窓口業務の一部を午後8時15分まで時間を延長して取り扱ってまいりましたが4月から午後7時までとさせていただきます。取り扱い業務は今までと変わらず、次のとおりです。

- ・住民票関係の各種証明書
 - ・戸籍関係の各種証明書（本籍地が利根町のものに限る）
 - ・税務証明（課税証明、非課税証明、所得証明）
 - ・印鑑登録関係
 - ・戸籍関係の各種届出（お預かりのみで、翌日の処理となります）
- ☎ 68・2211（内線161）

第三者行為について

物件をたい積し、その他道路の構造または交通に支障をおよぼす行為を行わないでください。（道路法43条）

道路の安全確保と快適な利用のため、伐採や剪定などを行い、適切な管理をお願いします。

☎ 68・2211（内線224）

交通事故など第三者（自分以外）から受けた傷病について、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度の保険証および資格確認書などを使用して治療を受ける場合、法令に基づき被保険者による「第三者行為による被害届」の提出が必要となります。

- 第三者行為とは
 - ・ 相手がいる交通事故
 - ・ 傷害事件に巻き込まれた
 - ・ 他人のペットに咬まれた など
 - このような場合も届け出が必要ですが
 - ・ 自損事故を起こした車に同乗していた
 - ・ 自分自身の過失が大きい事故（過失の割合に関係無く提出の義務があります）
 - ・ 相手が不明の事故
 - 保険証・資格確認書などが使えない場合
 - ・ 通勤中や業務中の負傷（労災保険の対象となります）
 - ・ 飲酒運転や無免許運転
 - ・ けんかや泥酔による負傷
- ☎ 68・2211（内線173・175）

「いばらきシニアカード」協賛店舗になりましたか？

県では、65歳以上の高齢者の皆さまに配布している「いばらきシニアカード」の協賛店舗を募集しています。協賛店舗には、これまで、約3700店舗のご登録をいただいております。カードをお持ちの高齢者の皆さまにさまざまな優待サービスをご提供いただいているほか、「高齢者に優しいお店・施設」として、日常的な声かけなどもご協力いただいております。

地域、企業、行政が一体となって高齢者を支え合う社会をつくるため、ぜひ協賛店舗へのご登録をお願いします。

☎ 029・301・3326

**「いばらきシニアカード」は
お持ちですか？**

県内にお住まいの65歳以上の方は、「いばらきシニアカード」を協賛店舗などに提示すると、割引やポイント加算などの優待サービスを受けることができます。カードはお住いの市町村の高齢福祉担当窓口などで配布しています。

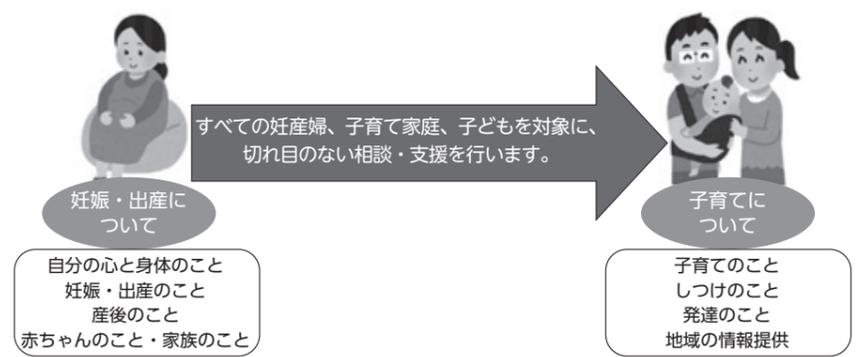
☎ 68・2211（内線124）

まんまるびより

障がいのある方とその家族向けの集い、障がいのある方とその家族が集い、日々の体験を話したり情報交換を行うイベントです。当日は町が委嘱した障害者相談員

こども家庭センターを設置しています

令和6年4月より、妊産婦や乳幼児の相談を受ける「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と、虐待や支援を必要とする子育て家庭の相談を受ける「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」を一体化した「こども家庭センター」を子育て支援課内に設置しています。



こども家庭センターでやっていること

妊娠期～子育て期～18歳になるまでの総合相談窓口です。妊娠・出産、こども・子育てに関する相談や虐待や貧困、ヤングケアラーなどの問題を抱えたこどもに関する相談をお受けしています。

妊娠期	出産後～就学まで	就学～18歳になるまで
<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠届 ・ マタニティスクール ・ 不育症治療費助成事業 ・ 出産応援給付金 ・ 妊婦健康診査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新生児訪問 ・ 乳幼児の健診 ・ 育児相談 ・ 親子発達相談 ・ 子育て応援給付金 ・ 産婦・乳児一般健康診査 ・ 産後ケア ・ 未熟児養育医療給付制度 ・ 保育園や幼稚園に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭・児童に関する相談 ・ ヤングケアラーの相談 ・ 児童虐待に関する相談

● 問い合わせ
子育て支援課 母子保健係 68-2211（内線148）

の方と気軽に相談やお話もできます。障害者相談員は、当事者またはその家族でもあるため、同じ悩みや不安を経験しているかもしれません。

障がいのある本人とご家族が一緒に参加することも歓迎します。

社会福祉士、精神保健福祉士に障がい福祉に関する制度やサービスについて相談することもできます。

▼ 対象者 障がいのある方、その家族

▼ 日時 3月5日(水) 午後3時～5時

▼ 場所 利根町役場会議棟1・B会議室

▼ 料金 無料

※今年度より、「障がい者まちかど相談室」は「まんまるびより」に名称変更となりました

☎ 68・2211（内線126）

**道路上にはみ出した草木などの
適切な管理を**

私有地から草木などが道路や歩道にはみ出していると、道幅が狭くなり、通行の妨げになるとともに、歩行者や車両を巻き込む事故につながる恐れがあります。

私有地から道路上にはみ出した草木の所有権は、その土地の所有者にあるため、町で伐採や剪定などの対応をすることはできません。（民法233条）

私有地からはみ出した草木などが原因で事故などが発生した場合は、その所有者の方が責任を問われることがあります。（民法717条）

墓石・燈籠・石材全般

株式会社 石のエビハラ

フリーアクセス Tel 0120-68-8751 定休日：水曜日
Tel 0297-68-8751 利根町横須賀1304（利根中学校前）
URL : <http://www.ishiebi.sakura.ne.jp/>

検針員募集中! **WワークOK!**

お気軽にお問い合わせください。

テスコ株式会社 ☎029-893-4027
茨城県牛久市神谷6-41-28